

調停人

グレッグ・F・レルイェーさん

東京弁護士会あっせん・仲裁委員会は、世界的に活躍する調停人のグレッグ・F・レルイェー氏を米国より招聘し、本年2月28日、弁護士会館クレオにおいて、同氏を講師とする調停技法研修講座を開催した。講座終了後、初めての日本を堪能する同氏に、アメリカの調停事情から初来日の感想まで、さまざまなお話を伺った。

(聞き手・翻訳：鈴木仁志)

——ADRの専門家として専らADR業務を行なっておられるとのことですが、訴訟業務や代理人業務は全く行なってもらえないのですか。

私は弁護士ですが、訴訟業務や代理業務は全く行わず、フルタイムの調停人として、私自身の事務所で調停を行なっています。仲裁を行なうこともあります。✓



増によって裁判所機能が破綻の危機に瀕し、訴訟コストの高騰もあって司法へのアクセスが極めて制限されるに至りました。このような危機に対処するため、立法者、学者、実務家らによって議論が重ねられ、その中で、訴訟の代替策 (alternative) として仲裁や調停を活用する構想が提案されました。この提案によって、再び調停に光

——アメリカには專業の調停人は多いのですか。

多くありません。ほとんどの調停人は、弁護士や心理カウンセラー等他の職業との兼業という形で調停業務を行なっており、專業調停人は全体の5%に満たないと考えられています。また、專業調停人の中には行政機関等の被用者も少なからず含まれていますから、私のように事務所を開いて私的調停 (private mediation) を行なう專業調停人は多くないと言ってよいと思います。

——アメリカにおいて調停は紛争解決手段として活発に利用されてきたのですか。

他の国々におけると同様、アメリカにも古くから調停と言うべきものは存在していましたが、18世紀から19世紀初頭ころにかけて裁判制度が確立されて以降、紛争解決手段としてはほとんど利用されなくなっていました。

ところが、1970年代後半になると、訴訟の爆発的激

が当たるようになりました。

1980年代から1990年代には、調停を行なう民間の紛争解決機関も成長し始め、ロースクールのカリキュラムにもADRが登場するようになり、裁判所の調停制度も整備されるようになりました。現在では、私の行なうような私的調停、裁判所の調停、非営利民間組織による調停などが全国に広がっています。

——調停人の仕事で最も魅力的な部分は何ですか。

創造性を発揮してその紛争に最適解決方法を探るお手伝いができるという点ですね。調停では、伝統的な救済方法の枠組みにとらわれず、創造的で発明的な解決を志向することが可能です。調停は、過去の事実だけでなく将来の利益にも目を向けますので、創造性に扉を開くことが可能なのです。“どこにいたか”ということだけでなく、“どこに行きたいか”をも問題にするからです。

当該個別紛争に特有な当事者の具体的利益をよく見極めて、双方の利益にかなう最適な解決を創造し発明することは、職業人としても個人としても大きな喜びです。

調停人は、守秘義務に守られており、かつ判断権者でもありませんから、両当事者から本音で話をしてもらえることが多く、両当事者の真の利益を探ることができます。このため、調停プロセスから得られた合意は強固で長続きします。

17年間の調停経験から私は面白いことに気づいたのですが、調停で解決した後、両当事者は往々にして同じエレベータに一緒に乗って帰っていきます。仲裁で解決した後の両当事者は、別々のエレベータに乗って帰ります。

調停でも両当事者が対決姿勢を示すところから始まるケースは少なくないのですが、激しい感情的対立の段階を経て、最終的に両者が解決のための共同作業を行なうまでに導くことができたときは、調停人として、両当事者の人生ひいては社会に貢献したという実感を抱きます。 ✓



プロフィール Gregg F. Relyea

弁護士として企業法務・訴訟業務に従事した後、調停人に転身し、プライベート調停 (private mediation) 業務を開始。現在、専門調停人として大企業間の巨額紛争から軽微交通事故事案まで極めて多数の調停をこなす。また、カリフォルニア・ウェスタン法科大学院及びカリフォルニア大学サンディエゴ校 (UCSD) において教鞭を執る傍ら、世界各国の法曹界や米国内の裁判所、大企業等より招かれて調停技術を指導する。ADR に関する著作多数。

——調停人の資質として何が重要だとお考えですか。

調停人は、コミュニケーションや交渉に通じていなければなりません。その他にも、当事者が自ら語り、反対当事者の考えを理解し、解決方法を考え、そして決断するまでの時間を十分に取る忍耐強さ、多様な人生観・価値観を尊重する見識の広さ、あいまいで不確実な状態を受け入れる寛容さ、固有の利害に対応し調整する柔軟さ、プロセスの中心はあくまでも両当事者であって、調停人は援助者にすぎないことを認識する謙虚さ

などが調停人には欠かせません。

——過日、東京弁護士会において調停技法研修の講義をしていただき、非常に好評でした。ご感想はいかがですか。

東京弁護士会の方々のきめ細かなご準備のおかげで、非常にスムーズに行なうことができました。皆様に感謝申し上げます。

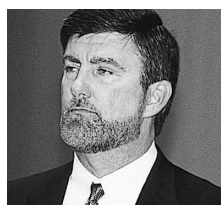
今回のプログラムにおいては、参加された方々の調停経験にかなりの幅があるようでしたので、基本的な概念の説明に重点を置き、進んだテクニックについてはあまり時間を割くことができませんでした。しかし、プログラムに参加された方々のレベルの高さには驚かされました。

世界中で調停のトレーニングをしてきましたが、今回ほど創造的でかつ細部にわたるまで配慮が行き届いた和解案がロールプレイの中で見られたことはありません。最高レベルの知性と職業訓練の結果が反映されていると思います。

——日本は初めてとのことですが、どのような印象をもたれましたか。

超近代的で効率的な大都市と古来の伝統文化や美しい自然との共存に目を奪われました。そして何より、人の温かさ、優しさ、優雅さ、活発さに心を動かされました。また日本に来て、日本との関係、日本の人々との関係を深める機会があれば幸いです。

——どうもありがとうございました。



調停の魅力は、伝統的な枠組みにとらわれず、創造性を発揮できること。